

安中市告示第 73 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大見
山工業用地造成事業の施行に伴い、本市区域内の字の区域を別紙のとおり変更す
ることとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、告示のあった日から生じる。

平成19年 7 月 6 日

安中市長 岡 田 義 弘



変 更 調 書

町 名	字	地 番
松井田町八城	中河原	1196の4、1200の2から1200の4、1213の2から 1213の4、1214の1、1215の1、1215の2、12 16の1から1216の3、1217の2、1220の2一部

上記区域を安中市松井田町八城字大見山に変更する。